２　庶務諸給与事務

(1)　不適切な服務管理

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 監査の結果 | 措置の内容 |
| 茨木保健所 | 人間ドック等の受診に係る職務専念義務の免除について、受診終了後の勤務に服さなかった時間は年休取得の手続を行わなければならないが、全日にわたって職務専念義務が免除されていた。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 職員名 | 健康診断名 | 取得期間 | 健診等の時間 |
| 　Ａ | 人間ドック | 平成26年６月12日 | 午前９時00分～午後３時30分 |
| 　Ｂ | 人間ドック | 平成25年９月30日 | 午前９時15分～午後３時45分 |

 | 【是正を求めるもの】速やかに是正措置（年休取得の処理）を講じるとともに、職員からの実際に要した時間の報告、及び直接監督責任者の確認を行い、職務に専念する義務の免除手続のルールを遵守することを徹底されたい。

|  |
| --- |
| 【勤務時間、休日、休暇、出勤簿、服務　第７章】職員には、地方公務員法第35条の規定により職務に専念する義務が課せられており、法律又は条例に特別の定めがある場合に限り、これを免除することができるとされている。一日健診及びその他健康診断の受診については、職務に専念する義務の特例に関する条例第２条第２号の「厚生に関する計画」の実施に参加する場合に該当する。この承認については、１次健診、精密検査の受診及びその結果説明に要する時間について、あらかじめ任命権者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除するものである。 |

 | 本件については、再確認の上、職員Ａについては、平成26年12月22日付けで総務事務システムにより、職務専念義務免除願の修正及び年次休暇の取得届出を行い、出勤簿の訂正は完了した。職員Ｂについては、年度を越えた総務事務システムでの是正処理をすることができないため、平成27年１月21日付けで書面により、職務専念義務免除願の修正及び年次休暇の取得届出を行い、その写しを総務サービス課へ提出した。また、指摘事項について、所内幹部職員会議を通じて、所内全職員に周知し、再発防止の注意喚起を行った。今後、休暇等服務の取扱に当たっては、関係条例、規則等の規程に基づき、適正に対応していくよう努めていく。 |
| 守口保健所 | 人間ドック等の受診に係る職務専念義務の免除について、受診終了後の勤務に服さなかった時間は年休取得の手続を行わなければならないが、全日にわたって職務専念義務が免除されていた。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 職員名 | 健康診断名 | 取得期間 | 健診等の時間 |
| 　Ａ | 大腸精密検査 | 平成26年３月３日 | 午前10時～午後３時30分 |

 | 職務専念義務免除の取扱い規定に基づき、実際に検診に要した時間以外は年休取得をさせるなど、必要な是正措置を行った。また、人間ドック受診時における服務管理の取扱いについて、直接監督者はもとより、所属職員全員に研修を実施し、改めて周知徹底を図った。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 監査の結果 | 措置の内容 |
| こころの健康総合センター | 出張として取り扱うべき一般健康診断受診について、本人の誤った職務専念義務免除の願い出をそのまま承認していた。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 職員名 | 日付 | 職務専念義務免除願の理由 |
| 職員Ａ | 平成25年７月17日 | 本庁での職員健診 |

 | 【是正を求めるもの】職員健康管理事業における「服務の取扱い」に違反している。速やかに是正措置を講じるとともに、服務管理について適正な事務処理を行われたい。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| * 職員健康管理事業における「服務の取扱い」一覧表（知事部局）

（平成25年４月１日）

|  |  |
| --- | --- |
| 健康診断等の種類（区分） | 取扱い（受診に要する時間） |
| １次検診 | ２次検診[精密検査]　 | 管理検診 |
| 一般定健 | 一般定期健康診断 | 出張 | 出張 | 出張 |
| （以下略） |

 |

 | 職員健康管理事業における「服務の取扱い」に基づき、出張に訂正を行うなど、必要な是正措置を行った。今後は、適正な服務管理の徹底を図る。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 監査の結果 | 措置の内容 |
| 堺西高等学校 | １枚の診断書で一定期間に及ぶ通院加療の病気休暇を承認する場合、診断書発行日以外の通院加療日については、通院の事実を確認できる領収書等（写）の提出を求めることとされているが、領収書等が添付されていないにもかかわらず病気休暇の承認が行われていた。

|  |  |
| --- | --- |
| 取得日 | 取得時間 |
| 平成25年９月９日 | 全日 |

 | 【是正を求めるもの】速やかに是正措置を行うとともに、病気休暇の取扱いについて、適正な事務処理を行われたい。

|  |
| --- |
| 【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例】（病気休暇）第14条　任命権者は職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認める場合には、病気休暇を与えることができる。２　病気休暇の期間は、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認める必要最低限の日又は時間とする。【病気休暇の承認手続きの見直しについて（平成25年３月29日　教職員室教職員企画課長通知）】１　病気休暇を願い出る場合に診断書の提出を義務化○１枚の診断書で一定期間に及ぶ通院加療の病気休暇を承認する場合、診断書発行日以外の通院加療日については、通院の事実を確認できる領収書等（写）の提出を求める。（以下、略）病気休暇の承認手続きについて１　病気休暇の承認に当たっての確認事項等の取扱い（中略）　 医師の診断書により次の(1)から(3)の事由の全てについて、必ず確認する。(1)病気（負傷又は疾病）の事実(2)療養する必要があること(3)勤務することが困難であること |

 | 本件については、遡って年休に振り替えた。服務管理については、今後、このようなことがないよう条例、通知に基づき、適切に処理する。 |